

仙台市要保護児童対策地域協議会設置要綱

(平成 20 年 7 月 28 日市長決裁)

(設置)

第 1 条 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 25 条の 2 の規定に基づき、虐待を受ける要保護児童（法第 6 条の 3 第 8 項に規定する要保護児童をいう。以下同じ。）の早期発見及び適切な保護又は同条第 5 項に規定する要支援児童（以下「要支援児童」という。）若しくは特定妊婦（以下「特定妊婦」という。）への適切な支援を図るため、仙台市要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 虐待を受ける要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦（以下「要保護児童等」という。）に関する情報その他虐待を受ける要保護児童の早期発見及び適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換に関すること
- (2) 要保護児童等に対する支援に関すること
- (3) 関係機関等（法第 25 条の 2 第 1 項に規定する関係機関等をいう。）との連携に関すること

(組織)

第 3 条 協議会は、別表 1 に掲げる機関等で構成する。

- 2 法第 25 条の 2 第 4 項に規定する要保護児童対策調整機関は、こども若者局子育て支援推進部、各区保健福祉センター及び青葉区宮城総合支所保健福祉部とする。

(会長)

第 4 条 協議会に会長を置き、こども若者局子育て支援推進部長をもってこれに充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、次条第 1 項の代表者会議の会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する者がその職務を代理する。

(運営)

第 5 条 協議会は、別表 2 に掲げる機関等の構成員による代表者会議を定期的に開催する。

- 2 協議会は、各区保健福祉センターおよび青葉区宮城総合支所保健福祉部に、こども若者局長が別に定める構成員による実務者会議を設置し、定期的に開催する。
- 3 協議会は、必要に応じて、個別の事例について検討するケース検討会議を開催する。

(守秘義務)

第 6 条 会議に出席した者は、正当な理由がなく、会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第 7 条 協議会の庶務は、こども若者局子育て支援推進部子育て安心課において処理する。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、こども若者局長が別に定める。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成 20 年 7 月 28 日から実施する。
(仙台市児童虐待防止ネットワーク会議設置要綱の廃止)
- 2 仙台市児童虐待防止ネットワーク会議設置要綱（平成 12 年 5 月 31 日市長決裁）は、廃止する。

附 則（平成 21 年 8 月 31 日改正）

この要綱は、平成 21 年 8 月 31 日から実施し、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 22 年 4 月 1 日改正）

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成 26 年 3 月 28 日改正）

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成 28 年 12 月 6 日改正）

この要綱は、平成 28 年 12 月 6 日から実施する。

附 則（平成 29 年 3 月 16 日改正）

この改正は、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成 31 年 3 月 25 日改正）

この改正は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（令和 2 年 3 月 5 日改正）

この改正は、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（令和 3 年 4 月 16 日改正）

この改正は、令和 3 年 4 月 16 日から実施する。

附 則（令和 4 年 4 月 1 日改正）

この改正は、令和 4 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（令和 5 年 3 月 30 日改正）

この改正は、令和 5 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（令和 8 年 4 月 1 日改正）

この改正は、令和 8 年 4 月 1 日から実施する。

別表 1（第 3 条関係）

機関等の名称
一般社団法人 仙台市医師会
一般社団法人 仙台歯科医師会
仙台弁護士会
仙台市児童養護施設協議会
仙台市私立幼稚園連合会
仙台市保育所連合会
仙台小規模保育協議会
仙台市民生委員児童委員協議会
仙台市小学校長会
仙台市中学校長会
宮城県高等学校長協会
宮城県特別支援学校長会
青葉区民生委員児童委員協議会
宮城野区民生委員児童委員協議会
若林区民生委員児童委員協議会
太白区民生委員児童委員協議会
泉区民生委員児童委員協議会
児童虐待防止に取り組む団体等
仙台北務局
仙台保護観察所
宮城県警察本部
仙台中央警察署
仙台南警察署
仙台北警察署
仙台東警察署
泉警察署
若林警察署
健康福祉局障害福祉部
こども若者局子育て支援推進部
こども若者局児童相談所
青葉区保健福祉センター
青葉区宮城総合支所保健福祉部
宮城野区保健福祉センター
若林区保健福祉センター
太白区保健福祉センター
泉区保健福祉センター
教育局学校教育支援部
本市の保育所のうちこども若者局長が指定するもの
本市の児童館のうちこども若者局長が指定するもの

別表 2（第 5 条関係）

機関等の名称
一般社団法人 仙台市医師会
一般社団法人 仙台歯科医師会
仙台弁護士会
仙台市児童養護施設協議会
仙台市私立幼稚園連合会
仙台市保育所連合会
仙台小規模保育協議会
仙台市民生委員児童委員協議会
仙台市小学校長会
仙台市中学校長会
宮城県高等学校長協会
宮城県特別支援学校長会
児童虐待防止に取り組む団体等
仙台北務局
仙台保護観察所
宮城県警察本部
健康福祉局障害福祉部
こども若者局子育て支援推進部
こども若者局児童相談所
教育局学校教育支援部